

広島県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定によつて、次のとおり告示する。

平成二十年四月二十四日

広島県監査委員 山崎正博  
同 芝清  
同 高橋義則  
同 加賀美和正

一 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
早稲田 幸雄	広島県広島市西区高須四丁目二番九号
兒玉 浩生	広島県広島市中区白島中町十一番二―七〇二号
竹島 哲郎	広島県広島市東区上温品一丁目十番五号

二 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査を補助できる期間

平成二十年四月十五日から平成二十一年三月三十一日まで